

佐野市中小企業及び小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市の区域内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業等支援団体 商工会議所及び商工会であつて、市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融機関及び栃木県信用保証協会をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者（金融機関等を除く。）であつて、市の区域内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 補助金等 補助金、信用保証料補給金及び利子補給金をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業の多様で活力ある成長発展及び小規模企業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。

- 2 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力の下に行われなければならない。
- 3 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するという認識の下に行われな

ればならない。

- 4 中小企業及び小規模企業の振興は、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業等支援団体、金融機関等及び大企業者が相互に連携し、並びに市民の協力を得て行われなければならない。
- 5 中小企業及び小規模企業の振興は、地域資源を有効に活用することを基本として行われなければならない。
- 6 小規模企業の振興は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえて行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、社会経済情勢の変化に対応した措置を講ずるとともに、中小企業者、小規模企業者、中小企業等支援団体、金融機関等及び大企業者と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注並びに物品等及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。
- 4 市は、中小企業者及び小規模企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、雇用環境の整備、雇用機会の創出及び雇用の維持並びに人材の確保及び育成に努めるとともに、事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業等支援団体の役割)

第6条 中小企業等支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上を積極的に支援するよう努めるとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動、地域経済の活性化及び市民生活の向上における中小企業者及び小規模企業者の重要性について理解を深め、中小企業者及び小規模企業者の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者及び小規模企業者が供給する製品及び役務の利用を通じて、中小企業者及び小規模企業者の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市長は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び経営基盤の強化を図ること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の雇用の確保の促進及び必要な人材の育成を図ること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の事業活動に必要な資金調達の円滑化を図ること。

- (4) 中小企業者及び小規模企業者の販売先の開拓の促進を図ること。
- (5) 伝統的工芸の振興に関すること。
- (6) 中小企業及び小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業及び小規模企業の振興に関すること。

(補助金等の交付)

第11条 市長は、前条の規定による施策を実施するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、中小企業者、小規模企業者、中小企業等支援団体及び規則で定める団体に対し、補助金等を交付することができる。

(融資資金の措置)

第12条 市長は、中小企業者、小規模企業者及び規則で定める者の事業活動に必要な資金調達の円滑化を図るため、予算の範囲内において、融資資金を栃木県信用保証協会に貸し付け、又は銀行、信用金庫その他の金融機関に預託するものとする。

- 2 前項の規定による貸付金又は預託金の運用期限は、当該会計年度末までとし、当該貸付金又は預託金の現在高を一般会計に繰り入れるものとする。
- 3 融資を行う資金の種類及び融資の条件等については、規則で定める。

(中小企業等振興対策審議会)

第13条 中小企業及び小規模企業の振興を図るため、佐野市中小企業等振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 市長の諮問に応じ、中小企業及び小規模企業の振興に係る重要事項について、調査審議すること。
 - (2) 中小企業及び小規模企業の振興に関し市長に対して意見を述べること。
- 3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 商工関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐野市中小企業振興条例第7条第1項の規定により置かれている佐野市中小企業振興対策審議会は、この条例による改正後の佐野市中小企業及び小規模企業振興条例第13条第1項の規定により置かれる佐野市中小企業等振興対策審議会となり、同一性をもって存続するものとする。